

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成26年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第189号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

(京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を次のように改正する。

第3条中「京都市障害程度区分判定等審査会」を「京都市障害支援区分判定等審査会」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第29条第5項」を「第29条第4項」に改める。

第10条中「第33条第1項」を「第76条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)